

## 令和6年度滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰

### <質疑応答>

#### ○JV(建設工事共同企業体)工事について

ご意見・ご質問	回答
滋賀県等が発注した建設工事がJV工事の場合、表彰対象となるか。	JV工事の場合、甲型共同企業体(共同施工方式)の代表者において、主任技術者または監理技術者である場合は表彰対象とします。

#### ○提出書類について

ご意見・ご質問	回答
推薦書等の提出書類に押印は必要か。	押印は不要です。

#### ○無事故期間について

ご意見・ご質問	回答
無事故期間について、下請けの主任技術者として従事した建設工事も含まれるか。	監理技術者等として従事した建設工事は元請工事に限り、下請けの主任技術者として従事した建設工事は含まないものとします。
無事故期間は、現在所属している会社での期間を指すのか。	所属している会社に限らず、監理技術者等として従事した建設工事における無事故期間とします。なお、推薦者が責任をもって証明するようお願いします。
無事故期間3年以上とは、工事に従事した期間が3年以上(365日×3年=1095日)と考えればよいか。	無事故期間3年以上とは、工事に従事した期間3年以上(365日×3年=1095日)と考えてください。 そのため、工事に従事していない期間は含めないでください。
無事故期間3年以上のカウント対象となる工事は、県発注工事に限定されますか。	県発注以外の工事(民間工事を含む)も無事故期間3年以上のカウント対象になります。

#### ○表彰対象年齢について

ご意見・ご質問	回答
若手技術者の表彰対象について、「基準日(表彰年度の4月1日)における年齢が40歳以下」の者とあるが、昭和58年4月2日生まれの人は評価対象になるのか。 民法第143条によると、誕生日の前日に年齢が加算されるため、評価対象は「昭和58年4月3日以降に生まれた人」と解釈できる。評価対象となる年齢の考え方を教えてほしい。	若手技術者の表彰対象について、民法第143条の解釈によらず、誕生日に年齢を加算するものとし、令和6年度の表彰は昭和58年4月2日以降に生まれた人を対象とします。

### ○表彰の対象除外について

ご意見・ご質問	回答
若手（40 歳以下）技術者として表彰を受けた者が、女性技術者として2度目の表彰を受けることはできるのか。	要領 第3（4）に記載のとおり、「過去にこの要領による表彰を受けたことがある者」は表彰の対象除外となるため、2度目の表彰を受けることはできません。